

# 税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

# 主な税制改正のスケジュール

	R4.1	R4.4	R5.4	R5.10	R6.1	R6.4	R7.1	R7.4	R8.4	
法人税										
	貸上げ税制	税額控除率の上乗せ					適用要件と控除率の見直し			
										外形標準課税の対象拡大
										防衛特別法人税（仮称）の創設
相続税	事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%	特例承継計画書の提出期限の延長→					提出期限の再延長→			
							暦年課税における相続前贈与の加算の拡大（3年→7年）			
							相続時精算課税制度の見直し（毎年110万まで非課税）			
	教育資金の一括贈与の非課税措置	贈与者の死亡時に係る相続税の課税対象の拡大（贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合）								
所得税	NISA・つみたてNISA						NISAの抜本的拡充・恒久化（非課税投資枠は最大1,800万円）			
	空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例						相続人3人以上の場合の特別控除額の見直し（3,000万円→2,000万円）			
								103万円の壁の見直し		
消費税等							インボイス制度開始			
							電子帳簿保存法への円滑な移行のための有効規定	有効規定終了し、本格スタート		

増税

減税

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内 容	適用時期等
中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し・延長	<p>次の見直しを行った上で、中小企業者等の法人税の<u>軽減税率15%</u>（本則：19%）が<u>2年延長</u>されます。</p> <p>①<u>所得金額が年10億円超</u>の事業年度において、年800万円以下の金額について適用される税率を<u>17%（現行：15%）に引上げ</u></p> <p>②適用対象法人の範囲からグループ通算制度における大通算法人に該当しない法人を除外</p>	令和9年3月31日までの開始事業年度まで延長
中小企業投資促進税制の延長	青色申告書を提出する中小企業者等が適用対象資産を取得等した場合に特別償却（最大30%）又は税額控除できる制度が、一部を見直しの上、適用期限が <u>2年延長</u> されます（所得税も同様）。	令和9年3月31日までの取得等について適用
中小企業経営強化税制の延長	<p>中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、<u>売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置</u>が講じられた上で、適用期限が<u>2年延長</u>されます。</p> <p>（経営規模拡大要件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>売上高100億円超を目指すこと</u></li><li>・<u>売上高が年10%以上成長を目指す投資計画</u>であること</li><li>・<u>基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満</u>であること</li></ul> <p>その他一定の要件あり</p>	令和9年3月31日までの取得等について適用

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内 容	適用時期等
防衛特別法人税（仮称）の創設	<p>防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、<b>防衛特別法人税（仮称）が創設</b>されます。税額の計算方法は以下のとおり。</p> <p>①防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の<b>課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率</b>を乗じて計算</p> <p>②課税標準法人税額は、基準法人税額から<b>基礎控除額（年500万円）を控除した金額</b></p> <p>③基準法人税額は、所得税額控除等の一定の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額</p>	令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用
非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の見直し	非適格合併等で一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等において、その対価がないときの調整勘定の算定方法が明確化され、 <b>資産調整勘定を意図的に計上することが抑制</b> されます。	明記なし

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ②所得税

項目	内 容	適用時期等																						
基礎控除・ 給与所得控除の見直し	<p>いわゆる「<b>103万円の壁</b>」が見直されます。 所得税の基礎控除（※）と 給与所得控除が各10万円ずつ引き上げられ、 <b>123万円に引き上げられます。</b></p> <p>※ 合計所得金額2,350万円以下の個人</p> <table border="1" data-bbox="1235 349 1684 627"> <thead> <tr> <th></th><th>現行</th><th>改正案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>58万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>103万円</td><td>123万円</td></tr> </tbody> </table>		現行	改正案	基礎控除	48万円	58万円	給与所得控除	55万円	65万円	合計	103万円	123万円	令和7年分以後の所得税について適用										
	現行	改正案																						
基礎控除	48万円	58万円																						
給与所得控除	55万円	65万円																						
合計	103万円	123万円																						
特定親族特別控除 (仮称)の創設	<p>居住者が生計を一にする<b>年齢19歳以上23歳未満の親族等</b>（合計所得金額が123万円以下等の一定の者）で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合の<b>所得控除が設けられます。</b></p> <table border="1" data-bbox="561 873 1055 1191"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超85万円以下</td><td>63万円</td></tr> <tr> <td>85万円超90万円以下</td><td>61万円</td></tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td><td>51万円</td></tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1123 873 1617 1143"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超85万円以下	63万円	85万円超90万円以下	61万円	90万円超95万円以下	51万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	親族等の合計所得金額	控除額	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	令和7年分以後の所得税について適用
親族等の合計所得金額	控除額																							
58万円超85万円以下	63万円																							
85万円超90万円以下	61万円																							
90万円超95万円以下	51万円																							
95万円超100万円以下	41万円																							
100万円超105万円以下	31万円																							
親族等の合計所得金額	控除額																							
105万円超110万円以下	21万円																							
110万円超115万円以下	11万円																							
115万円超120万円以下	6万円																							
120万円超123万円以下	3万円																							
勤労学生控除の見直し	勤労学生の合計所得金額要件が <b>85万円（現行：75万円）に引き上げられ</b> 、 給与所得控除65万円と合わせて給与収入が150万円（現行：130万円）以下の場合は、 <b>所得税が課税されなくなります。</b>	令和7年分以後の所得税について適用																						

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ②所得税

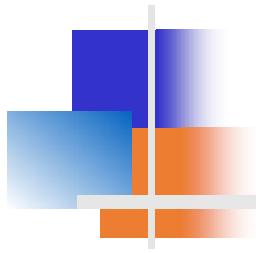
項目	内 容	適用時期等										
生命保険料控除の見直し	<p>新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額が見直され、<b>最大6万円（現行：4万円）</b>控除できるようになります。</p> <p>（一般・年金・介護の控除の合計適用限度額は現行の12万円のまま）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の新生命保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万円以下</td><td>新生命保険料の全額</td></tr> <tr> <td>3万円超 6万円以下</td><td>新生命保険料×1/2 + 1.5万円</td></tr> <tr> <td>6万円超 12万円以下</td><td>新生命保険料×1/4 + 3万円</td></tr> <tr> <td>12万円超</td><td>一律6万円</td></tr> </tbody> </table>	年間の新生命保険料	控除額	3万円以下	新生命保険料の全額	3万円超 6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円	6万円超 12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円	12万円超	一律6万円	令和8年分の所得税について適用
年間の新生命保険料	控除額											
3万円以下	新生命保険料の全額											
3万円超 6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円											
6万円超 12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円											
12万円超	一律6万円											
個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	<p>個人型確定拠出年金の<u>掛け金の上限が引き上げられます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現行</th><th>改正案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自営業</td><td>月6.8万円</td><td>月7.5万円</td></tr> <tr> <td>会社員</td><td>企業年金なし DCのみ加入 DBのみ加入 DCとDBに加入 公務員</td><td>月2.3万円 合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)</td><td>月6.2万円 合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)</td></tr> </tbody> </table>		現行	改正案	自営業	月6.8万円	月7.5万円	会社員	企業年金なし DCのみ加入 DBのみ加入 DCとDBに加入 公務員	月2.3万円 合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)	月6.2万円 合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)	明記なし DC 企業型確定拠出年金 DB 確定給付企業年金
	現行	改正案										
自営業	月6.8万円	月7.5万円										
会社員	企業年金なし DCのみ加入 DBのみ加入 DCとDBに加入 公務員	月2.3万円 合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)	月6.2万円 合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)									

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ②所得税

項目	内 容	適用時期等														
退職所得控除の調整規定等の見直し	退職手当等（DCの一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前 <u>9年内</u> （現行：4年内）にDC一時金の支払いを受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となります。	令和8年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、退職手当等の支払を受ける場合について適用														
住宅ローン減税の拡大	<p>特例対象個人（※）の住宅ローン減税の<u>借入限度額が拡大されます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の区分</th> <th colspan="2">借入限度額</th> </tr> <tr> <th>特例対象個人</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下記のいずれかの個人        ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者        ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者        ・年齢19歳未満の扶養親族を有する者</p>	住宅の区分	借入限度額		特例対象個人	左記以外	認定住宅	5,000万円	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	令和7年1月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合に適用
住宅の区分	借入限度額															
	特例対象個人	左記以外														
認定住宅	5,000万円	4,500万円														
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円														
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円														
法人課税信託に係る所得税の課税の適正化	<p>受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することになったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、その法人課税信託が特定法人課税信託（※）であるときは、その信託財産に属する特定株式（一定の譲渡制限付株式以外の株式）の取得に係る経済的利益について<u>給与所得等として課税</u>されることになります（現行は簿価の引継ぎ）。</p> <p>※特定課税信託とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行法人等が委託者となる受益者の存在しない信託である法人課税信託で、その特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案してその役員等が受益者等として指定されるもの</p>	明記なし														

# 令和7年度税制改正大綱 概略 ③資産課税

項目	内 容	適用時期等
非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の適用要件の緩和	役員就任要件について、 <u>贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）</u> 特例認定贈与承継会社の役員等であることに緩和されます。	令和7年1月1日以後の贈与から適用
個人版事業承継税制（贈与税）の適用要件の緩和	個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、 <u>贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）</u> 特定事業用資産に係る事業に従事していたことに緩和されます。	令和7年1月1日以後の贈与から適用
結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が <u>2年延長</u> されます。	令和9年3月31日まで延長
物納制度の物納許可限度額等の見直し	相続税の物納制度における物納許可限度額等が、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数が納期限等における申請者の <u>平均余命の年数が上限</u> となる等の見直しが行われます。	明記なし



# 法人課稅

# 防衛特別法人税の創設①（概要）

## ポイント

防衛力強化のための財源を確保することを目的として、防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

## 改正内容

### 【制度の概要】

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、それに伴う安定的な財源を確保（令和9年度において1兆円強）するという観点から、防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

### 【内容】

対象法人	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人 (法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます)
税額の計算	防衛特別法人税 = (基準法人税額（※1） - 基礎控除額（年500万円）（※2）) × 4% - 税額控除（※3）

※1 下記制度適用前、但し付帯税の額は除く  
①所得税額の控除  
②外国税額の控除  
③分配時調整外国税相当額の控除  
④仮想経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除  
⑤戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮想経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算  
⑥控除対象所得税額等相当額の控除

※2 通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分

注) 通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合、原則として期限内申告における基準法人税額により配分

※3 税額控除は下記の項目  
①外国税額の控除  
②分配時調整外国税相当額の控除  
③控除対象所得税額等相当額の控除  
④仮想経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

## 適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 防衛特別法人税の創設②（申告納付及びその他）

## ポイント

防衛力強化のための財源を確保することを目的として、防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

## 改正内容

### 【申告及び納付等】

項目		取扱い
申告	中間申告対象法人	各事業年度の所得に対する法人税の中間申告を提出すべき法人（※1）
	申告期限及び納期限	各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一
	電子申告の特例	各事業年度の所得に対する法人税と同様
還付	中間納付額の還付	防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で、防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額に相当する中間納付額を還付
	欠損金の繰戻しによる還付	対象法人：還付請求書を提出した法人 還付金額：その還付の時に防衛特別法人税の額として確定した金額のうち、次の算式で計算した金額 (算式) = (法人税の還付金の額 × 4%) × $\frac{\text{その課税事業年度の基準法人税額} - \text{基礎控除額}}{\text{その課税事業年度の基準法人税額}}$

※1 防衛特別法人税の中間申告書の提出：令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用

### 【その他】

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様

## 適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し・延長

## ポイント

中小企業者等に対する法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

- ・所得金額が年10億円超の事業年度の特例税率は17%に引き上げられます。
- ・グループ通算制度の適用を受けている法人が適用対象法人の範囲から除外されます。

## 改正内容

### ■ 普通法人の法人税率

法人及び所得の区分		対象事業年度の所得金額	現 行 (~R7.3.31)	改正案 (R7.4.1~R9.3.31)	
中小法人 (※1)	年800万円以下	適用除外事業者 (※2)	19% (本則税率)	19% (本則税率)	
		中小通算法人 (※3)	15% (軽減税率)	<b>19% (本則税率)</b>	
		上記以外の法人	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	
			15% (軽減税率)	<b>17% (軽減税率)</b>	
年800万円超			23.2%	23.2%	
大法人			23.2%	23.2%	

ここが  
改正

ここが  
改正

※1 中小法人とは、期末資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人であり、次の法人を除きます。

- ①大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社及び外国相互会社、受託法人）との間に完全支配関係のある普通法人
- ②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人（①の法人を除く）
- ③相互会社、投資法人、特別目的会社、受託法人

※2 適用除外事業者：過去3事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人

※3 中小通算法人：グループ通算制度における大通算法人に該当しない法人

## 適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## ポイント

中小企業投資促進税制について、みなし大企業の判定の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

ここが改正

項目	現 行	改正案 (みなし大企業の判定の見直し)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告書を提出する中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街等振興組合等）</li> <li>従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>	左記に加え、農地所有適格法人でかつ一定の承認会社が当該法人の発行済株式総数の50%超える株式を有する場合には当該株式を除外し「みなし大企業」の判定を実施
対象業種 (改正なし)	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象資産 (改正なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置（1台160万円以上）</li> <li>測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）</li> <li>一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上） (複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く)</li> <li>貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）</li> <li>内航船舶（取得価格の75%が対象）（総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定）</li> <li>除外資産：中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約等の目的事業の用に供する設備、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するもの</li> </ul>	
措置内容 (改正なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業 ⇒ 30%特別償却又は7%税額控除</li> <li>資本金3,000万円超1億円以下の中小企業 ⇒ 30%特別償却</li> </ul>	

出典：経済産業省資料を一部加筆

## 適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合について適用

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長①（対象設備の見直し）

## ポイント

中小企業者等が特定経営力向上設備等に投資をした場合の特別償却又は税額控除について、対象設備の要件が見直され、適用期限が2年延長されます。  
(所得税についても同様)

## 改正内容

特定経営力向上設備等の類型	現 行	改正案
A類型 (生産性向上設備)	旧モデル比平均1%以上の生産性向上設備	<ul style="list-style-type: none"><li>生産性指標：単位時間当たり生産量、歩留率又は投入コスト削減率のいずれかによる評価に変更</li><li>除外資産：暗号資産マイニング業用設備</li></ul>
B類型 (収益力強化設備)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	<ul style="list-style-type: none"><li>投資収益率を7%に引上げ</li><li>除外資産：暗号資産マイニング業用設備</li></ul>
C類型 (デジタル化設備)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	対象設備から除外（当該類型は廃止）
D類型 (経営資源集中化設備)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	改正なし
B類型の拡充 (経営規模拡大設備)	なし	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな要件を新設し、対象設備を拡充（詳細は、次ページ参照）</li><li>当該拡充措置について所得税は対象外</li></ul>

## 適用時期

令和9年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合について適用

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長②（B類型の拡充）

## ポイント

- ・売上高が100億円超の中小企業の創出推進を目的として、中小企業経営強化税制の対象となる特定経営力向上設備等に以下要件を満たす設備を追加した上で、適用期限が2年延長されます。
- ・当該拡充措置では建物とその付属設備が制度対象設備に含まれます。
- ・当該拡充措置の対象から所得税は除かれています。

## 改正内容

項目	改正案（追加された内容に係る要件）	
制度対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、協同組合等）	
適用要件	中小企業者等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画（以下「認定計画」）に基づき設備を新規取得等し指定事業の用に供すること	
拡充要件 (新設)	対象企業要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・直前事業年度売上高10億円超90億円未満</li><li>・売上高100億円超を目指すロードマップの作成</li><li>・売上高100億円超を目指す事業基盤、財務基盤、組織基盤の構築</li></ul>
	投資計画要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資利益率：年平均7%以上</li><li>・売上高成長率：年平均10%以上を目標</li><li>・最低投資額：1億円以上又は前年度売上高5%相当のいずれか高い金額</li><li>・導入設備：売上高増加に貢献する設備 設備導入にあたり建物・付属設備の新設又は増設</li><li>・給与増加：投資計画中の給与の増加（2.5%以上又は5%以上）</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・売上高100億円超を目指すために必要とされる要件（改正案には具体的記載なし）</li></ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・機械装置（160万円以上）</li><li>・工具及び器具備品（30万円以上）</li><li>・建物及びその附属設備（合計額1,000万円以上）</li><li>・ソフトウェア（70万円以上）</li></ul>	

出典：経済産業省資料を一部加筆

## 適用時期

令和9年3月31日までに取得等をして指定事業に供されるものにつき適用

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長③（賃上げ率の考慮）

## ポイント

中小企業者等が前頁記載の拡充要件を満たす対象設備に関する特別償却率・税額控除率については賃上げ率により割合が変わります。

## 改正内容

対象設備（※1）	賃上げ率 (給与増加割合)	特別償却率	税額控除割合	その他留意点（※2）
建物とその附属設備	5%以上	25%	2%	対象取得金額：1,000万円以上
	2.5%以上	15%	1%	
	2.5%未満	適用なし	適用なし	適用なし
上記以外 (機械装置 工具及び器具備品 ソフトウエア)	要件なし	即時償却 (普通償却限度と合計 で100%)	10%	対象事業者： ①個人事業主 ②中小事業者等 (資本金3,000万円以下の法人)
	要件なし	即時償却 (普通償却限度と合計 で100%)	7%	対象事業者： ①中小事業者等 (資本金3,000万円超の法人)

※1 対象設備の取得価額合計額のうち、本制度の対象となる金額は60億円が限度とされます。

※2 経済産業大臣の確認を受けた投資計画の計画期間中は、下記の制度の適用が不可

- ①中小企業投資促進税制
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

## 適用時期

令和9年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合について適用

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長④（みなし大企業）

## ポイント

中小企業経営強化税制におけるみなし大企業の判定が見直しされます。

## 改正内容

項目	取扱い
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律改正に伴う措置	本税制の対象設備：改正後の当該法律の認定を受けた「持続的供給事業活動計画（仮称）」に記載された経営力向上設備等
みなし大企業の判定	<p>農地所有適格法人のみなし大企業判定 ↓ 一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式等の50%超を保有する場合のその株式は除外して判定</p>

## 適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# リース会計基準の変更に伴う見直し① (法人税)

## ポイント

リース会計基準の変更に伴い、オペレーティング・リース取引の損金算入額が明確化されます。

## 改正内容

項目	改正案
オペレーティング・リース取引の損金算入額の明確化	法人の各事業年度のオペレーティング・リース取引(※1)における損金算入額： ⇒そのリース取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、そのリース契約に基づき法人が支払う金額(※2)のうち、その事業年度において債務の確定した部分の金額

※1 資産の賃貸借のうち、ファイナンス・リース取引に該当するもの以外の取引をいいます。

※2 ①②の費用は含まれ、③～⑤の費用は除かれます。

①その資産の賃借のために要する費用の額

②その資産を事業の用に供するために直接要する費用の額

③当該事業年度の収益に係る売上原価、完工工事原価その他これらに準ずる原価の額

④固定資産の取得のために要した費用

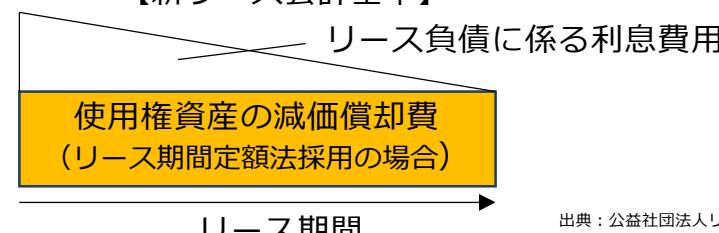
⑤繰延資産となる費用

(参考) オペレーティング・リース取引に係る現行リース会計基準と新リース会計基準の費用処理の相違

【現行リース会計基準】



【新リース会計基準】



出典：公益社団法人リース事業協会  
「新リース会計基準について」一部抜粋

## 適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## ポイント

リース会計基準の変更に伴い、リースに関する取引について一定の見直しがされます。

## 改正内容

項目	改正案
1. リース譲渡に係る収益及び費用の帰属年度の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止</li> <li>リース資産引渡時に譲渡損益を一括計上（所得税についても同様）</li> </ul> <p>◎経過措置</p> <p>①令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡の収益及び費用の額については、延払基準の方法により計算可能</p> <p>②令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準を止めた場合の繰延リース利益額については、5年均等で収益計上可能</p>
2. リース資産に係る減価償却費の償却限度額	<p>現行： 債却限度限度額 = <math>\frac{\text{リース資産取得原価} - \text{残価保証額}}{\text{リース期間の月数}}</math> = 事業年度のリース期間の月数</p> <p>改正案： 債却限度限度額 = <math>\frac{\text{リース資産取得原価}}{\text{リース期間の月数}}</math> = 事業年度のリース期間の月数</p> <p>◎経過措置</p> <p>令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（取得価額に残価保証額が含まれているものに限る）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却可能</p>

## 適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## ポイント

リース会計基準を適用する法人について、事業税の付加価値割の課税標準の算定上の支払賃借料の考え方方が整備されます。

## 改正内容

項目	改正案
事業税の付加価値割の課税標準の算定	オペレーティング・リース取引（※1）により土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づき法人が賃借権等の対価として支払う金額（※2）のうち、法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入される部分の金額が、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置が講じられます。
その他	法人税の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税も所要の措置が講じられます。

※1 資産の賃貸借のうち、ファイナンス・リース取引に該当するもの以外の取引をいいます。

※2 ①②の費用は含まれ、③～⑤の費用は除かれます。

①その資産の賃借のために要する費用の額

②その資産を事業の用に供するために直接要する費用の額

③当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

④固定資産の取得のために要した費用

⑤繰延資産となる費用

## 適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 地域未来投資促進税制の見直し・延長①

## ポイント

地域未来投資促進税制について適用要件や特別償却率を見直しの上、適用期限が3年延長されます。

## 改正内容

### 【制度の概要】

青色申告書を提出する法人で、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、計画に従って建物や機械などの設備投資を行う場合に特別償却や税額控除を受けることができる制度

### 【改正案】

項目	現 行	改正案
通常枠の特別償却率 (機械装置・器具備品)	40%	35%
通常枠の投資規模要件	2,000万円以上	1億円以上
上乗せ要件の見直し (機械装置、器具備品 の特別償却率を50%、 税額控除率を5%に 上乗せできる要件)	<p>【類型A】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>労働生産性伸び率5%以上かつ投資收益率 5%以上 (中小企業者は労働生産性の伸び率が4% 以上)</li><li>直近事業年度の付加価値額増加率が8% 以上</li></ul>	<p>【類型A】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>左記に追加：付加価値額創出1億円以上</li></ul> <p>【類型C】（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>創出される付加価値額1億円以上</li><li>自治体が指定する地域経済の発展・成長に 特に資する分野に該当する事業を創出</li><li>設備投資額が10億円以上</li><li>労働生産性伸び率5%以上かつ投資收益率 5%以上</li></ul>

## 適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用

# 地域未来投資促進税制の見直し・延長②

## ポイント

地域未来投資促進税制について、主務大臣の確認要件の見直しがされます。

## 改正内容

項目	現 行	改正案
主務大臣による課税特例の確認要件 (通常枠)	・先進性を有する通常類型又はサプライチェーン類型に該当	・対象事業類型からサプライチェーン類型が除外
	・事業の先進性判断における労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上の見込みの確認	・確認が不要
	・要件なし	・先進性が認められない事業の明確化、その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置
	・設備投資額の要件： 2,000万円以上かつ前年度の減価償却(※1)の20%以上 ※1 対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる全ての会社の減価償却費を合算	・設備投資額の要件： <u>1億円以上かつ前年度の減価償却費(※2)の25%以上</u> ※2 左記※1の減価償却費の合算において、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化
	・対象事業の売上高伸び率がゼロを上回る ・対象事業の売上高伸び率が過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い	改正なし
	・旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上	改正なし

## 適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用

# 企業版ふるさと納税の見直し（法人税・法人住民税・法人事業税）

## ポイント

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限が3年延長され、認定地方公共団体から国への報告手続きが義務付けられます。

## 改正内容

### 【制度の概要】

税額控除割合は以下のとおりです（損金算入措置（約3割）と合わせて最大で寄附金額の約9割の負担軽減）。



### 【改正案】

1. 関係法令等が改正され、寄附活用事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に関する認定地方公共団体からの次の報告手続きが義務化
  - (1) 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出
  - (2) 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合、その認定地方公共団体は、内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その法人の名称を公表
2. 適用期限：令和10年3月31日まで3年延長

## 適用時期

令和10年3月31日までに支出する特定寄附金について適用

# 非適格合併等における資産調整勘定の算定方法等の見直し

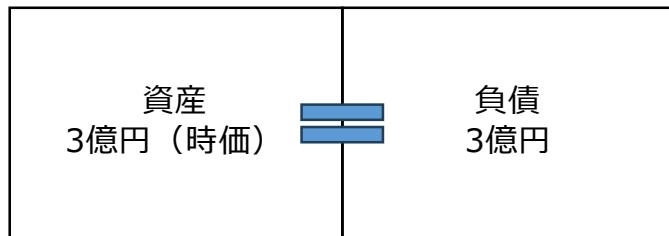
## ポイント

非適格合併等により資産等の移転を受ける際、以下の2つの事例について算定方法等の見直しがされる予定です。

## 改正内容

■改正案①：非適格合併等における資産と負債の価値が等しく、その対価がない場合の算定方法が明確化されます。

(例) 非適格合併における被合併法人



### 現行

資産・負債の差額なし  
⇒資産調整勘定は0

### 改正案

算定方法の明確化

■改正案②：対価省略型の非適格合併等における資産等が資産超過であるがその評定を行っていない場合における処理の方法について適正化が図られます。

(例) 非適格合併における被合併法人



### 現行

資産時価の評定を省略  
⇒資産調整勘定の算定  
が困難

### 改正案

算定方法の適正化

## 適用時期

今後において算定方法等の見直しがされる予定であり、適用時期等の明記なし

# 通算法人における株式分配等に係る計算方法の見直し

## ポイント

グループ通算制度を適用する企業グループから通算子法人が株式分配等によってグループを離脱した場合における株式分配等の税務処理に係る計算方法の見直しがされます。

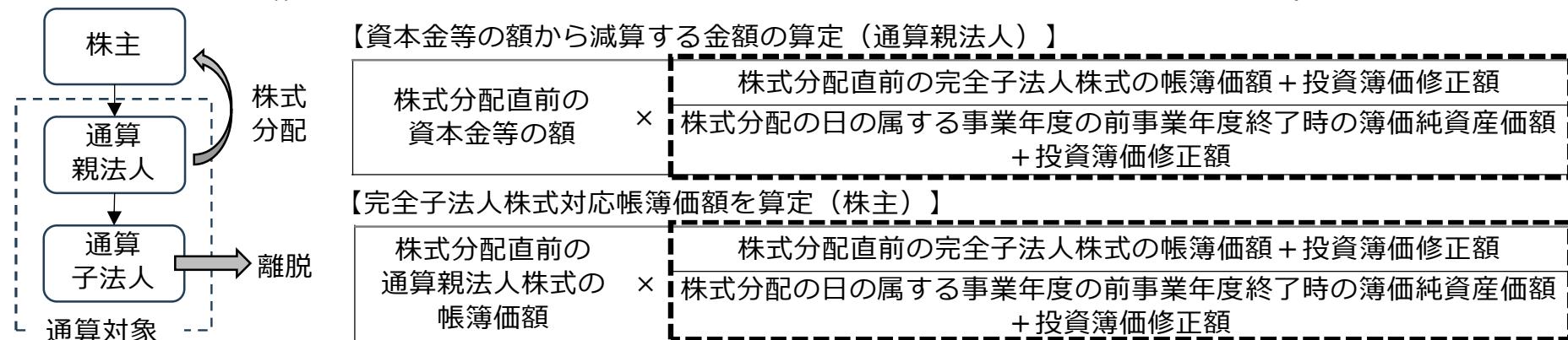
## 改正内容

### 【現行】

- ①通算子法人が通算制度の承認の効力を失うことに伴い、通算親法人が保有する通算子法人株式の帳簿価額を、通算子法人の承認の効力を失った日の前日の属する事業年度終了の時の通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正
- ②株式分配に伴う通算親法人の資本金等の額の減算額及び株主の通算親法人株式の譲渡損益の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額を算定する割合に①の投資簿価修正の金額を加味

### 【改正案】

通算親法人の株式分配をする日の属する事業年度の前事業年度終了の時に通算子法人が有する簿価純資産価額に相当する金額を投資簿価修正の金額とみなして、上記②の割合の算定に当該金額を加味します。  
※適格株式分配、分割型分割の税務処理においても同様の措置が講じられます。  
※株式分配の日以前6か月以内に仮決算による中間申告をしている場合には、その中間申告に係る期間終了の時を時点とします。  
※前期期末時から株式分配の直前までの通算子法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得金額等を除く）の増減を加味します。



## 適用時期

明記なし

# 生産性向上設備等の固定資産税の課税標準の特例の見直し・延長

## ポイント

現行制度では上乗せ措置の要件とされていた賃上げの要件を、見直しにより制度を適用するための必須要件とし、適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

### 【制度の概要】

一定期間内に労働生産性等を一定程度向上させるため導入する先端設備等導入計画につき市区町村の認定を受けた場合に、その計画に基づき取得する先端設備等に係る固定資産税の課税標準を減額する制度

### 【改正案】

項目	現 行	改正案
対象者	資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等のうち先端設備等導入計画の認定を受けた者	
対象設備等	認定経営革新等支援機関、市区町村の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備（中古資産不可） ①機械装置（取得価額160万円以上）②測定工具及び検査工具（取得価額30万円以上） ③器具備品（取得価額30万円以上）④建物附属設備（取得価額60万円以上）	
取得時期	令和5年4月1日から令和7年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
課税標準の特例措置	雇用者給与等支給額（※1）の引き上げに関する方針を表明する場合 上記表明をしない場合	3%以上引き上げ 1.5%以上引き上げ 3年間1/2に軽減
	①令和6年3月31日までに取得した設備 ⇒5年間1/3に軽減 ②令和7年3月31日までに取得した設備 ⇒4年間1/3に軽減	5年間1/4に軽減 3年間1/2に軽減

※1 各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される全ての国内雇用者（役員等を除く）に対する給与等の支給額

## 適用時期

令和9年3月31日までの間に取得されるものにつき適用

# 公益法人等の収益事業の範囲の見直し

## ポイント

公益法人等の収益事業から除外されるもの及び除外される要件について見直しがされます。

## 改正内容

### 【制度の概要】

公益法人等については、原則として法人税は課税されませんが、収益事業を行っている場合には課税されます。収益事業とされる34業種の中にも除外されるものがあります。

項目	改正案
収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業	<ul style="list-style-type: none"><li>追加事業：都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に記載された緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の一部を負担して行うもの</li></ul>
収益事業から除外される医療保険業の各要件	<ul style="list-style-type: none"><li>社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額が追加</li><li>計算の基礎となる全収入金額又は事業収益の額：医療保健業務による収入金額 (補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る)</li></ul>

## 適用時期

明記なし

# 公共法人等に係る税制の措置

## ポイント

所得税が非課税とされる公共法人等（所得税法別表第一）について、以下の取扱いとなります。

## 改正内容

項目	改正案
1. 社会保険診療報酬支払基金の取扱い	社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、同基金は公共法人等（所得税法別表第一）に該当
2. 先端技術研究成果活用機構（仮称）の取扱い	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構（仮称）は公共法人等（所得税法別表第一）に該当
3. 独立行政法人男女共同参画機構（仮称）の取扱い	独立行政法人男女共同参画機構法（仮称）の制定を前提に、独立行政法人男女共同参画機構（仮称）は公共法人等（所得税法別表第一）に該当
4. 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の取扱い	土地改良法の改正により、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、同連合会は公共法人等（所得税法別表第一）に該当
5. 日本学術会議の法人化により新たに設立される法人の取扱い	日本学術会議法（仮称）の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人は公共法人等（所得税法別表第一）に該当

## 適用時期

明記なし

# 社会医療法人制度の認定要件の見直し

## ポイント

関係法令の改正による見直し後の社会医療法人は引き続き公共法人等(所得税法別表第一)とされます。

## 改正内容

項目	現行	改正案
1.社会保険診療等が全収入の80%を超えることの要件	社会保険診療等の収入が全収入金額の80/100を超えることが認定要件とされています。	<ul style="list-style-type: none"><li>社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額(※1)が追加</li><li>全収入金額は医療保険業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含み、経常的なものに限られます)に限定</li></ul>
2.医療収入が医業費用の150%以内であることの要件	医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額の150/100の範囲内であることが認定要件とされています。	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲が法令上明確化されます。</li><li>その収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額(※1)が追加</li></ul>
3.医業費用が経常費用の60%を超えることの要件	本来業務の費用が経常費用の額の60/100を超えることが認定要件とされています。	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の本来業務の費用の額及び経常費用の額の範囲が法令上明確化</li><li>下限となる割合が63/100に変更</li></ul>

※1 補助金等に係る収入金額：国又は地方公共団体（以下「国等」という）から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除き、国等の事務を代行する委託事業者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国等からの委託（国等の事務を代行する委託事業者を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業（※2）（2.にあっては本来業務）に係るもの

※2 医療保険業務：社会医療法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る）

## 適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 特定医療法人制度の見直し

## ポイント

特定医療法人制度について、次の見直しがされます。

## 改正内容

項目	改正案
特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件の見直し	<p>(1) 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることの要件の見直し： ①社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額（※1）を追加 ②計算の基礎となる全収入金額を医療保険業務（※2）による収入金額（※3）に限定 (補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る)</p> <p>(2) 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることの要件の見直し ①現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取り扱いを法令上明確化 ②当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を追加</p>

※1 医療保険業務に係る国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金に係る収入金額  
医療保険業務に係る国又は地方公共団体からの委託を受けて行う事業に係る収入金額

※2 特定の医療法人の本来業務及び附帯業務

※3 補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限定

## 【特定医療法人制度の概要】

特定医療法人として承認された場合は、法人税において19%（通常は23.2%）の軽減税率を適用

## 適用時期

明記なし

# 再資源化事業等高度化設備の特別償却

## ポイント

高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けた法人が、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の事業の用に供した場合に、取得価額の35%の特別償却ができます。

## 改正内容

対象法人	・青色申告書を提出する法人
適用要件	・高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受ける ・認定計画に基づき再資源化事業等高度化設備の取得等をして、高度再資源化事業 (※1) 又は高度分離・回収事業(※2)の用に供する
対象資産	・再資源化事業等高度化設備(※3) 機械装置 <u>2,000万円以上</u> (1台又は1基あたり) 器具備品 <u>200万円以上</u> (1台又は1基あたり)
税制措置	・取得価額の <u>35%</u> の特別償却
取得価額の限度額	・20億円

※1 高度再資源化事業 : 資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業

※2 高度分離・回収事業 : 廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離、及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業

※3 再資源化事業等高度化設備 : 認定を受けた高度再資源化事業計画又は高度分離・回収計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもの

## 適用時期

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和10年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した再資源化事業等高度化設備について適用

# その他の租税特別措置法等（見直し・延長）

## ポイント

以下の各税制について見直し・延長がされます。

## 改正内容

項目	改正案	延長
1. 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の税額控除	対象施設の見直し 国際健康管理・増進施設を除外	
2. 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の税額控除	対象事業の見直し パッケージソフトウェア業を除外	
3. 沖縄の産業イノベーション促進地域における工業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	対象事業の見直し デザイン業を除外	
4. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	対象地域の見直し ①追加：津嘉山地区、照屋地区、神里地区(南風原町)、 友寄地区(八重瀬町) ②限定：国際物流拠点産業の集積見込地区（那覇市、 浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市）	令和9年3月 31日まで 2年延長
5. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除	対象地域の見直し ①追加：津嘉山地区、照屋地区、神里地区(南風原町)、 友寄地区(八重瀬町) ②限定：国際物流拠点産業の集積見込地区（那覇市、 浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市）	

# その他の租税特別措置法等（見直し・延長）

## 改 正 内 容

項目	改正案	延長
6. その他の沖縄特区税制	<p>下記の見直し・延長がされます。</p> <p>(1) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却・特別控除制度の適用期限延長</p> <p>(2) 沖縄の離島地区において旅館用建物等を取得した場合の特別償却制度の適用期限延長</p> <p>(3) 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度の適用期限延長</p> <p>(4) 沖縄特区における情報通信関連産業等の認定法人の所得税額控除においてパッケージソフトウェア業を除外</p>	令和9年3月 31日まで 2年延長
7. 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提としたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象となる設備の追加と、それに伴う特別償却制度・税額控除制度の新規適用  ※ (1) と (2) は所得税も同様	<p>(1) 改正後の左記法律の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画（仮称）は産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る）の認定があったとみなされます。</p> <p>(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象：環境負荷低減事業活動計画（仮称）に基づき、エネルギー利用環境負荷低減事業適応のために生産工程効率化等設備の取得等を行う場合の当該設備</p> <p>(3) 上記（2）の対象設備の取扱い：</p> <p>①特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に適用</p> <p>②税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用</p>	—

# その他の租税特別措置法等（見直し・延長）

## 改 正 内 容

項目	改正案	延長
8. 保険会社等の異常危険準備金制度	<p>下記の見直しがされます。</p> <p>(1) 保険の種類（現行：火災保険等の3区分）を同一の区分へ変更</p> <p>(2) その区分に係る異常災害損失率を55%（現行：50%）に引上げ</p> <p>(3) 異常危険準備金・洗替保証限度額の計算：保険の種類（現行：火災保険等の3区分）を同一の区分へ変更</p> <p>(4) 特例積立率の対象年度：火災保険等に係る異常危険準備金の残高がこれらの保険の正味保険料収入の30%以下の事業年度</p>	
9. 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度	<p>下記の見直しがされます。</p> <p>(1) 直近5事業年度の国内外にある新鉱床探鉱費の額が0の場合の積立限度額：次の金額を控除した残額（現行限度額の25%が限度）を控除</p> <p>①積立後5年経過又は任意による取崩しにより益金の額に算入する金額</p> <p>②国内外の鉱物に係る新鉱床探鉱費及び探鉱用機械設備の償却費の合計額</p> <p>(2) 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者に準ずる法人の要件のうち、議決権割合が50%以上である外国法人に役員及び技術者が派遣されている要件：重要な使用人は技術者から除外され、役員に追加</p>	令和10年3月 31日まで 3年延長

# その他の租税特別措置法等（見直し・延長）

## 改正内容

項目	改正案	延長
10. 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例	<p>下記の見直しがされます。</p> <p>(1) 準備金制度の積立限度額算定における農用地取得のための金額は農業経営基盤強化促進法に規定する計画の区域でその法人の利用が見込まれる取得に充てるためのものに限定</p> <p>(2) 課税の特例の対象となる農用地は農業経営基盤強化促進法の認定計画により取得され同法に規定される計画にその法人が利用するとして規定されたものに限定</p> <p>(3) 申告書に添付する農林水産大臣の証明書はその写しでも可能</p>	令和9年3月31日まで 2年延長
11. 中小企業防災・減災投資促進税制	対象資産の見直し サーモグラフィー設備を除外	
12. 関西文化学術研究都市の文化学術研究学区における特別償却	対象資産の見直し 4.5億円以上（現行：4億円）の一定の資産に見直し	
13. 共同利用施設の特別償却	建物の取得価額要件の見直し 650万円以上（現行：600万円以上）に見直し	
14. 特定地域における工業用機械等の特別償却 ※所得税も同様	対象事業の見直し 製造業、情報通信関連産業等のうちコールセンター及び市場等の調査に関する業務等の事業を除外	令和8年3月31日まで 1年延長
15. 医療用機器等の特別償却 ※所得税も同様	対象機器の見直し 高額な医療用機器については見直し	令和9年3月31日まで 2年延長

# その他の租税特別措置法等（廃止・縮減）

## ポイント

以下の各税制の制度期限について、廃止・縮減されます。

## 改正内容

### 【廃止・縮減等】

項目	現行	改正案
1. 5G導入促進税制 ※所得税も同様	対象資産： 認定特定高度情報通信技術活用設備 期限：令和7年3月31日まで	
2. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 ※所得税も同様	期限：令和7年3月31日まで	令和7年3月31日をもって廃止
3. 農業協同組合等の合併 に係る課税の特例	期限：令和7年3月31日まで	
4. 優良住宅地の造成等の ための譲渡等に係る 適用除外	期限：令和7年3月31日まで	
5. 特定公共施設等運営権の 設定に係る収益及び費用 の帰属事業年度の特例	期限：令和7年3月31日まで	令和7年3月31日をもって廃止 特例の継続：令和7年4月1日前に設定した 特定公共施設等運営権
6. 特定目的信託に係る 受託法人の課税の特例	超過分配を行う事業年度の損金算入要件： 金銭分配額 (A) > 分配可能額の90% 分配可能額算出時に加算される超過分配額 = (A) - (純資産 - 出資元本 - 評価・換算 差額等)	超過分配を行う事業年度の損金算入要件： 金銭分配額 (A) > 分配可能額の90% 分配可能額算出時に加算される超過分配額 = (A) - (純資産 - 出資元本 - 評価・換算 差額等)

# その他の改正（国税）

## ポイント

その他の国税について、下記の見直しが行われます。

## 改正内容

項目	改正案
1. 法人税法上の非営利型法人の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・残余財産の帰属先として認められる範囲に公益信託の信託財産を追加</li></ul> <p>＜参考＞現行制度 解散時の残余財産の帰属先の定款の定め ①公益社団法人等に帰属する旨 ②特定の個人又は団体（公益社団法人等を除く）に帰属する旨の定めがない</p>
2. 共同で事業を行う合併又は分割型分割の適格要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・当事者が対象組合（※1）のみの場合の適格要件 下記の3つを要件から除外 ①事業規模比要件（現行：5倍以内） ②特定役員引継要件 ③株式継続要件（※2）</li></ul>

※1 対象組合：次の法人

- ①公益法人等（法人税法別表第二）のうち、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁船保険組合、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工組合、商工組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合
- ②協同組合等（法人税法別表第三）のうち、次のもの以外のもの
  - (イ)漁業生産組合、(ロ)生活衛生同業組合、(ハ)生活衛生同業組合連合会、(二)生産森林組合、(ホ)農業組合法人（農業の経営（その行う農業に関連する一定の事業及び農業と併せ行う林業の経営を含む）を行うものに限る。）
  - ③特例農業協同組合中央会

※2 その合併又は分割型分割の直前にその合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の全てについて他の者との間に当該他の者による支配関係がない場合が該当

# その他の改正（国税）

## 改正内容

項目	改正案
3. 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度における対象となる国庫補助金等の範囲の追加（※1）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく次の補助金等を追加 (1) 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金 (2) デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業等に係る助成金
4. スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェア（※2）に係る競争の促進に関する法律の施行に伴う措置（※1）	同法の課徴金制度における課徴金及び延長金については、損金不算入
5. 受益証券発行信託に関する会計の見直しを前提とした措置（※1）	(1) 所有受益権の譲渡原価の計算方法 所有受益権（※3）につき、元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合の所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価は下記の通りに計算 譲渡原価 = 所有受益権の帳簿価額 × 元本減少割合（※4） (2) 適用時期 令和8年4月1日以後に行われる元本の払戻しについて適用

※1 所得税についても同様

※2 特定ソフトウェア：スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）

※3 所有受益権：法人が有する特定受益証券発行信託の受益権

※4 元本減少割合：特定受益証券発行信託の元本の払戻し直前の元本の額のうちに、元本の払戻しにより減少した特定受益証券発行信託の元本の額の占める割合

## 改正内容

項目	改正案
6. 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提にした措置	社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も引き続き公共法人（法人税法別表第一）とされます。
7. 土地改良法の改正に伴う措置	次の法人の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き以下の措置が講じられます。 (1) 土地改良区及び土地改良区連合：公共法人（法人税法別表第一） (2) 土地改良事業団体連合会：公益法人等（法人税法別表第二）
8. 独立行政法人男女共同参画機構法（仮称）の制定を前提にした措置	独立行政法人男女共同参画機構（仮称）：公共法人（法人税法別表第一）
9. 日本学術会議法（仮称）の制定を前提にした措置	日本学術会議の法人化により新たに設立される法人：公益法人等（法人税法別表第二）
10. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提にした措置	先端技術研究成果活用機構（仮称）：公益法人等（法人税法別表第二）

## 改正内容

項目	改正案
11. 社会医療法人制度における認定要件の法律等の改正を前提にした見直し	<p>下記見直し後も、社会医療法人は引き続き公益法人等とされ、収入金額及び全収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額が追加されます。</p> <p>(1) 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることとの要件について、全収入金額を医療保健業務による収入金額（経常的なものに限る）に限定</p> <p>(2) 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、収入金額及び直接必要な経費の額の範囲を明確化</p> <p>(3) 本来業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えることとの要件について、費用の額及び経常費用の額の範囲を明確化し、下限となる割合を100分の63に変更</p> <p>◎適用時期：令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>
12. マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う見直し	<p>(1) マンション除却組合（仮称）を公益法人等とみなされ、収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とされます。</p> <p>(2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合（仮称）及びマンション等売却組合（仮称）への改組後も、引き続き公益法人等とみなされます。</p> <p>(3) 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き公益法人等とみなされます。</p>
13. 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う現行措置の継続	農地所有適格法人について、議決権要件の特例が措置された後も、引き続き現行の措置が適用されます。

# その他の改正（地方税）①（非課税となる法人の見直し）

## ポイント

行政法人等の非課税対象となる法人について、以下の範囲の見直しが行われます。

## 改正内容

項目	改正案
1. 土地改良区・土地改良区連合についての非課税範囲の見直し	<p>【現 行】土地改良区・土地改良区連合（※1）については、通常の事業活動中の事業年度においては、法人税・法人住民税・法人事業税などの税目について非課税対象となる法人に該当します。</p> <p>【改正案】土地改良法の改正に伴い、土地改良区及び土地改良区連合について解散時の財産処分に係る手続き等が行われた後においても、その解散後の清算手続き中における各法人の法人税・法人住民税・法人事業税の非課税措置が継続されます。</p> <p>※1 土地改良区・土地改良区連合とは、土地改良事業を行う協同組織のことを指しており、土地改良事業や、その共同の利益を増進することを目的とする法人のことを指しています。土地改良『区』という語尾ですが、あくまで法人組織の名称となりますので、特定の地域等を指し示すものではありません。</p>
2. 『独立行政法人男女共同参画機構』の追加	新たに独立行政法人男女共同参画機構法が制定されることに伴い、新しく設立される法人（仮称：『独立行政法人男女共同参画機構』）については、法人税法等において非課税となる「公共法人」に該当することとなります。

## 適用時期

明記なし

# その他の改正（地方税）②（適用期限の延長）

## ポイント

その他の地方税において、以下について適用期限が延長されます。

## 改正内容

項目	改正案
1. 一般送配電事業者又は配電事業者の事業税の課税標準である収入金額から控除される収入金額に、賠償負担金相当金額等（※1）に相当する収入金額（※2）を追加する課税標準の特例	適用期限：令和12年3月31日まで5年延長
2. ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額から、一定の収入金額（※3）が控除される課税標準の特例	適用期限：令和10年3月31日まで3年延長

※1 一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額

※2 賠償負担金相当金額等を一般送配電事業者が原子力発電事業者に交付する場合、又は配電事業者が一定の一般送配電事業者に交付する場合に限ります

※3 他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合のその供給に係る収入金額のうち、ガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額